

生活交通確保維持改善計画

(地域内フィーダー系統確保維持計画)

千葉県 長南町

生活交通確保維持改善計画

(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

長南町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

長南町では、町民の移動手段を確保するとともに、町民の福祉向上を目的として平成16年度から巡回バスの運行を行っています。役場周辺を起点として町内全域を4路線に分け、現行の路線バスと極力競合しないようにルートを設定し運行を行っています。

しかし、近年においては、利用者数は減少傾向にあり、このままの状況が続くと、運行費の負担が大きくなります。その一方で高齢化の進行により、将来の移動手段を心配する声もあります。

また、公共交通事情が悪化することにより、人口の流出がさらに進み、地域の衰退が加速する恐れがあることから、平成24年1月から「長南町地域公共交通総合連携計画」を策定し、地域内各バス停において地域間幹線系統の民間路線バスと接続でき、かつ公共交通空白地解消のため、デマンド乗合タクシーの実証実験を行い、デマンド乗合タクシーを導入しました。

デマンド乗合タクシーは、公共的な移動手段がない住民の足を確保するためにも、公共交通確保維持改善事業を活用し、デマンド乗合タクシーを存続させていくことが必要であります。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【目標】

- ・デマンド乗合タクシーの利用回数を年間7,320回以上とする。

【効果】

- ・デマンド乗合タクシーを維持することにより、公共交通空白地が解消され、自家用自動車等を利用できない高齢者などの移動手段が確保される。また地域間幹線系統の民間路線バスとの接続により公共交通ネットワークが連携することで、効率的な運行が実現でき、町民の外出促進による地域間交流の活性化や健康増進にも大きな効果が期待できる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系

統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

①運行地域

- ・長南町全域でドアツー・ドア方式

②対象者

- ・長南町在住の満65歳以上の方
- ・長南町在住で障害者手帳（1級から3級）の交付を受けている方かつ、自力で車の乗降ができる方

③運行曜日

- ・月曜日から金曜日（但し祝祭日並びに12月29日から1月3日は除く）

④運行時間帯

- ・8時30分から16時

⑤車両台数

- ・2台（セダンタイプ4～5人乗り）

⑥運行ダイヤ

- ・指定しない

⑦運賃形態

- ・1人片道500円
- ・ペア割 1人片道300円

○運行予定事業者決定の経緯

- ①当該事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ている。
- ②当該事業者は、町内に事業所を有しており、不測の事態にも迅速に対応できるノウハウを有し、住民サービスとして欠落することができない本事業を円滑に行えることが期待できる。
- ③当該事業者は、長年にわたり地域住民の身近な交通手段として親しまれ、町内地理等の知識に長け、信頼も厚く安全・安心な輸送が期待できる。
- ④地元事業者を活用することにより、地場産業の育成や雇用・地域経済の活性化にも大きな効果が期待できる。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

○別添の表2のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

有限会社 長南タクシー
ゆたか自動車株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

○補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

7. 別表1 又及び別表3の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

○地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

8. 別表1 及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

○地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

○別添の表5のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

○車両を取得しないので記載せず。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

○車両を取得しないので記載せず。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

○車両を取得しないので記載せず。

(別添の表6及び表7又は表6-1及び表7-1のとおり)

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

○車両を取得しないので記載せず。

14. 協議会の開催状況と主な議論

○平成28年6月21日、平成28年度第1回長南町地域公共交通活性化協議会の開催。事業内容、費用負担、計画全体について議論。

15. 利用者等の意見の反映状況

○協議会には、関係交通業者や道路管理者、または、所轄警察署長、もしくは、地域公共交通の利用者の代表として町議会議員・町区長会長・町社会福祉協議会長・町校長会長・公募・町外からの転入者による委員が参加いただいております、協議会での議論を反映して計画を作成した。

16. 協議会メンバーの構成

町長が指名する者	長南町副町長
関係都道府県	千葉県総合企画部 交通計画課
公共交通事業者	(一社) 千葉県バス協会 (一社) 千葉県タクシー協会 小湊鉄道(株) 専務取締役 小湊鉄道労働組合 書記長
国・県道路管理者	長生土木事務所 管理課長
警察	茂原警察署 交通課長
地域公共交通の利用者	町議会議員、町区長会長、町商工会長、町社会福祉協議会会長、町校長会長、利用者代表
地方運輸局	関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官
町長が必要と認める者	長南町保健福祉課長、長南町学校教育課長

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

○地域協働推進事業計画の認定を受けないため記載せず。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県長生郡長南町長南 2 1 1 0
(所 属) 長南町役場 企画政策課
(氏 名) 松崎 風戸
(電 話) 0 4 7 5 - 4 6 - 2 1 1 3
(e-mail) kikaku@town.chonan.chiba.jp

